北海道の食品ロスについて

北海道農政部食の安全推進局食品政策課
令和4年10月12日

◇ 日本の食品ロスの現状

- 「食品ロス」 とは本来食べられるのに捨てられる食品
- 我が国の食品ロス発生量は国による推計で**522万トン**（令和2年度）
- 国民1人当たりに換算すると1年間で41kg、
  1日当たり113g（おにぎり約1個分のご飯の量に相当）を廃棄
- 国連世界食糧計画による食料支援量（2020実績）約420万トンの1.2倍
- 食品ロス発生量522万トンの内訳は、
  事業系廃棄物に由来するもの：**275万トン**
  家庭系廃棄物に由来するもの：**247万トン**

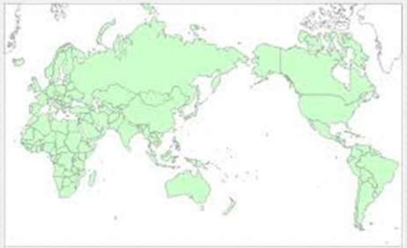

【食品ロス発生量（国による推計値）の推移】

	H 27年度	H 28年度	H 29年度	H 30年度	R 元年度	R 2年度
食品ロス（年間）	646万トン	643万トン	612万トン	600万トン	570万トン	522万トン
国民1人当たりに換算	51kg	51kg	48kg	47kg	45kg	41kg

資料：WFP、総務省人口推計ほか

◇ 食品ロス発生量の推移

食品ロス量の推移（平成24～令和２年度）

- ✓ 令和２年度食品ロス量は522万トン、うち事業系は275万トン。
- ✓ いずれも、食品ロス量の推計を開始した平成24年度以降、最少値。

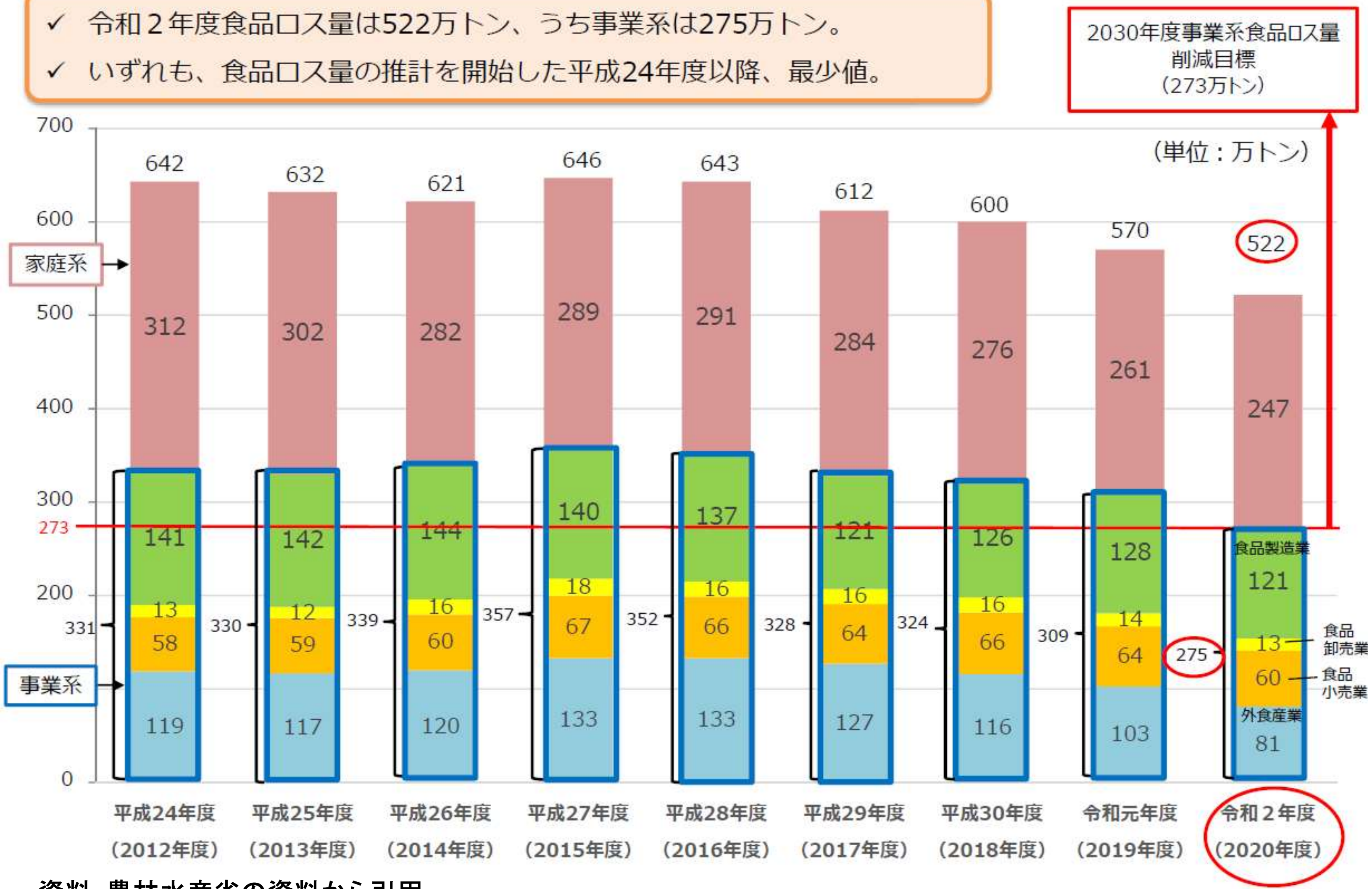

年度	合計	家庭系	事業系	食品製造業	食品卸売業	食品小売業	外食産業
平成24年度（2012年度）	642	312	331	141	13	58	119
平成25年度（2013年度）	632	302	330	142	12	59	117
平成26年度（2014年度）	621	282	339	144	16	60	120
平成27年度（2015年度）	646	289	357	140	18	67	133
平成28年度（2016年度）	643	291	352	137	16	66	133
平成29年度（2017年度）	612	284	328	121	16	64	127
平成30年度（2018年度）	600	276	324	126	16	66	116
令和元年度（2019年度）	570	261	309	128	14	64	103
令和２年度（2020年度）	522	247	275	121	13	60	81

資料：農林水産省の資料から引用

◇ 食品廃棄物等の発生状況と割合（令和2年度）

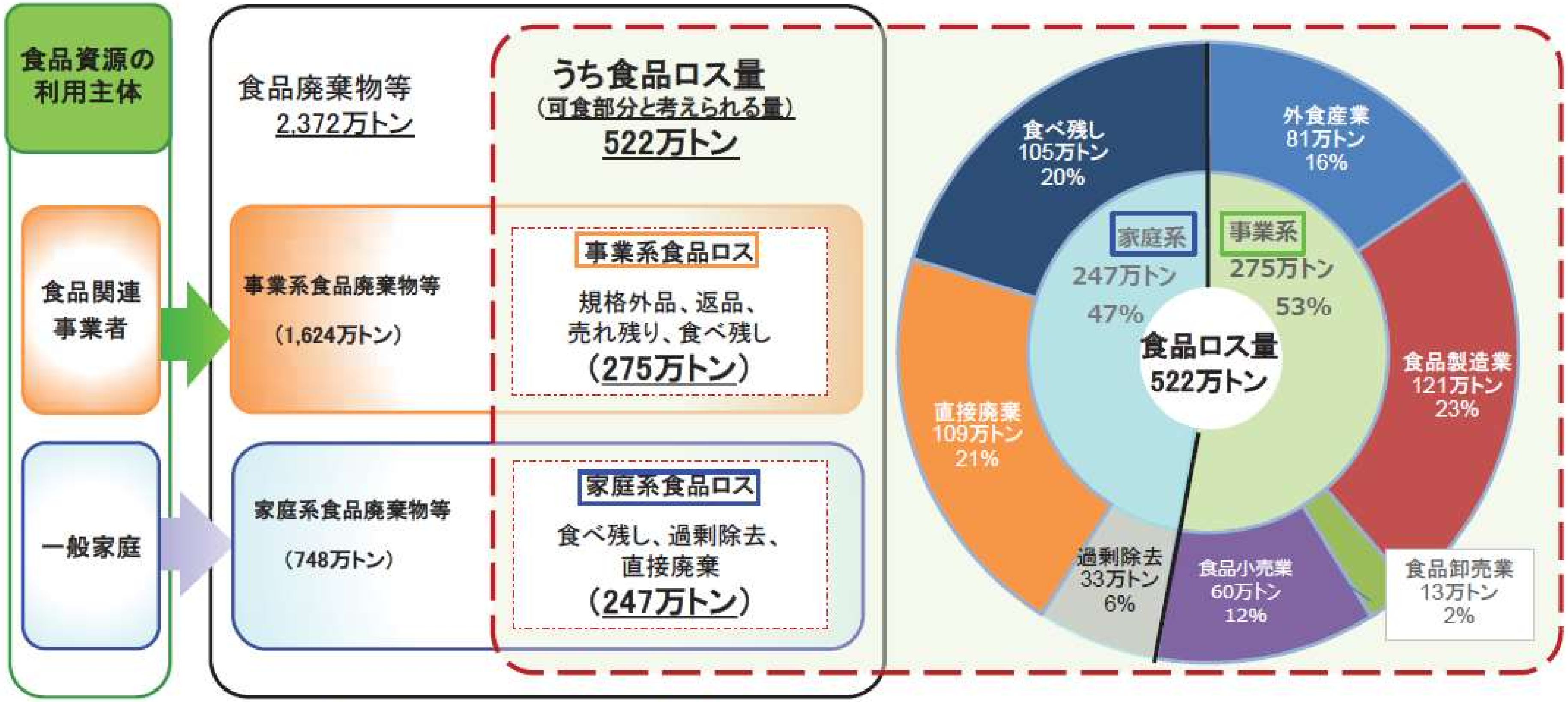

資料：農林水産省及び環境省「令和2年度推計」

〔参考〕 産業廃棄物の総排出量は3億8,596万トン（令和元年度）、一般廃棄物の総排出量は4,167万トン（令和2年度）
資料：環境省「産業廃棄物の排出・処理状況について」、「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」

資料：環境省の資料から引用

◇ 食品ロス発生量（令和2年度）

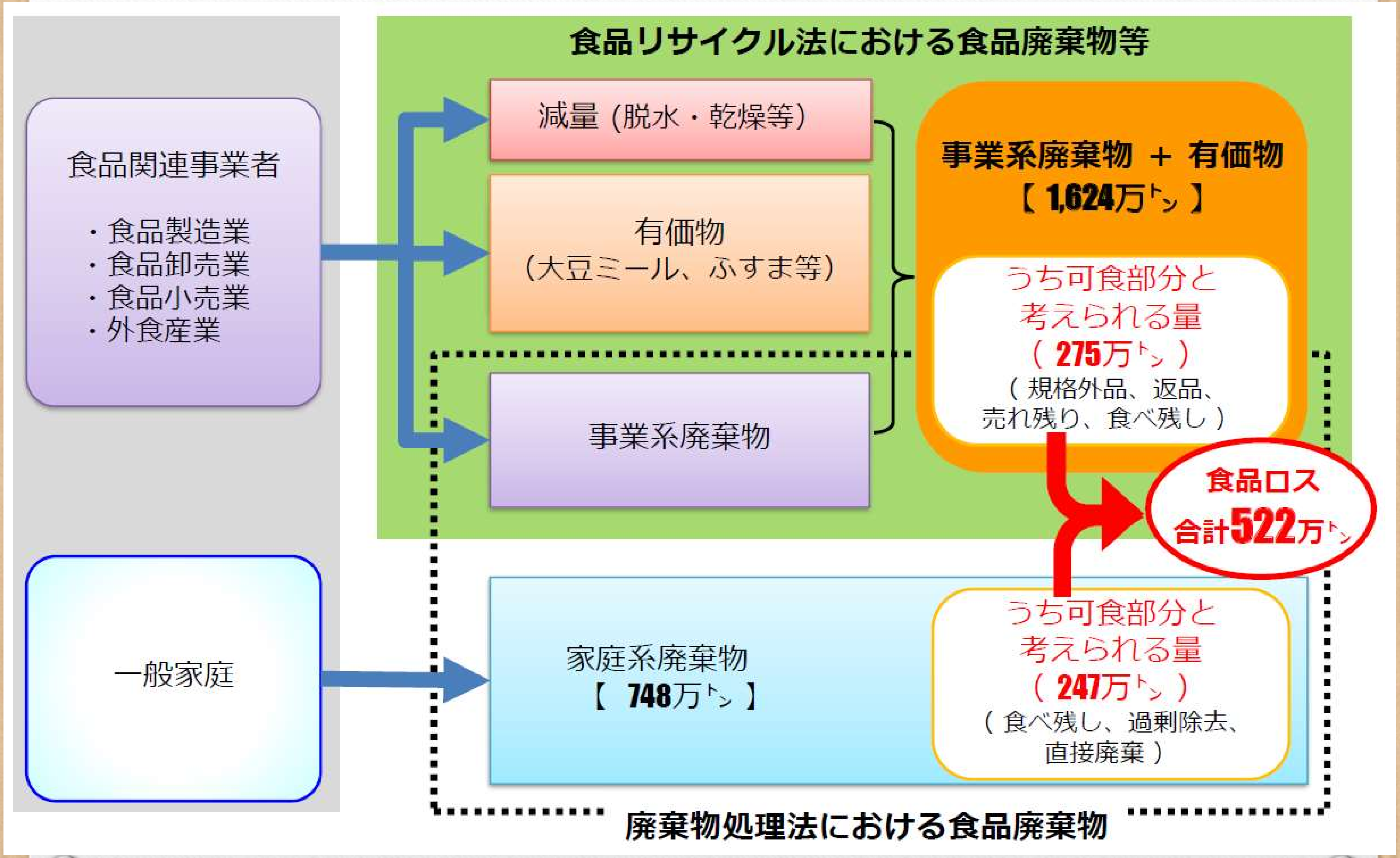

資料：農林水産省の資料から引用

◇ 事業系食品廃棄物等及び食品ロスの発生量（令和２年度）

〇　令和２年度の食品廃棄物等の発生量1，624万トンのうち、**食品製造業が83％**を占めている

〇 食品廃棄物等の発生量のうち、食品ロスの発生量は275万トンとなっており、このうち**食品製造業が44％、外食産業が29％**と全体の約４分の3を占めている

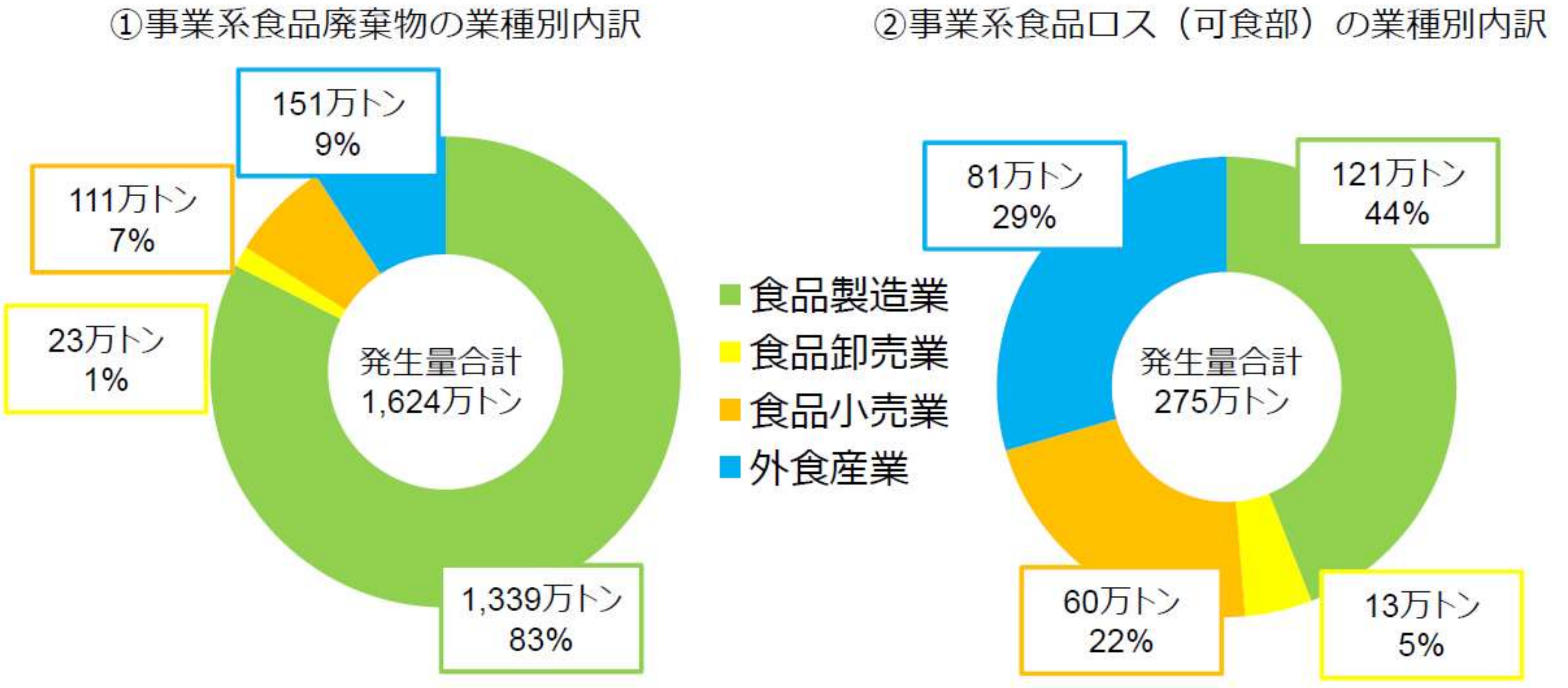

四捨五入の関係で、数字の合計が一致しないことがある。

◇ 家庭系食品廃棄物及び食品ロスの発生量（令和2年度）

○ 一般家庭の食品廃棄物の発生量は、748万トンとなっており、このうち食べ残しなどの可食部分（＝食品ロス）は約33%を占める247万トンと推計

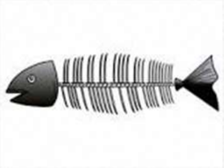

家庭系食品廃棄物
【748万トン】

- 不可食部
  【501万トン】
  67%
  （魚の骨　野菜くず　など）
- 可食部（食品ロス）
  【247万トン】
  33%
  （食べ残し　過剰除去　直接廃棄）

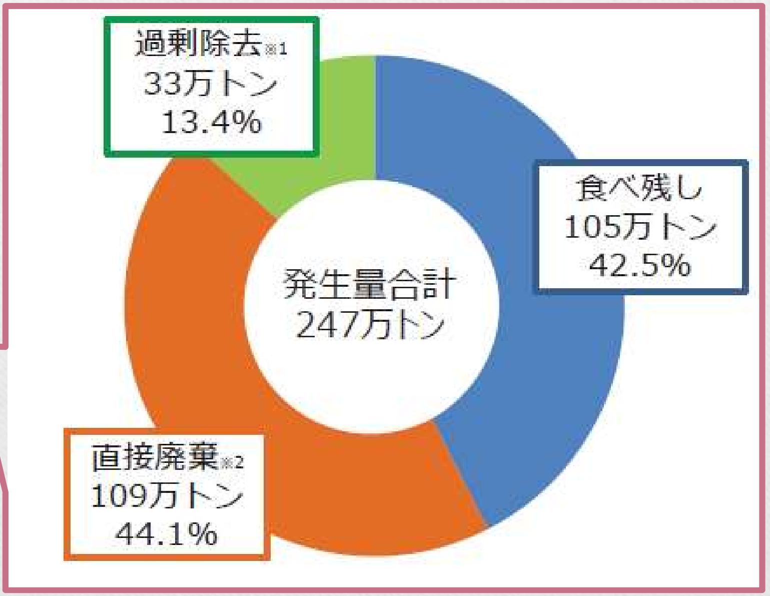

資料：農林水産省資料より　不可食部は道庁食品政策課が推計

◇ 食品ロスに対する方針（国連、国、道）

【国　連】

「持続可能な開発目標」として17のゴールと169のターゲットを採択（平成27年9月）

【ターゲット12.3】
　2030年までに小売･消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産･サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる

【国】

第4次食育推進基本計画 （令和3年3月）	「もったいない」という精神で、食べ物を無駄にせず、食品ロス削減に取り組むことは、食育の観点からも極めて大切。 ※食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合の増加 （76.5%→80%以上）
第4次循環型社会形成推進基本計画 （平成30年6月）	「家庭系食品ロス量」については、国連の持続可能な開発目標を踏まえ、2030年度を目標年次として、数値目標を2000年度の半減とする
食品ロス削減推進法 （令和元年10月施行）	多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、国･地方公共団体･事業者の責務、消費者の役割や基本的施策を明記
食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 （令和2年3月閣議決定）	法第 11 条の規定に基づき、食品ロスの削減 の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定める

【北海道（道庁）】

第4次北海道食育推進計画（平成31年3月）	食品ロス削減に向けた「どさんこ愛食食べきり運動」の推進
北海道食品ロス削減推進計画 （令和3年3月策定･公表）	本道の食品ロス削減に向けた効果的な施策を推進

資料：国連や政府、道の各資料から引用

◇ 北海道の食品ロスの発生量（令和元年度推計）

北海道の食品ロス発生量は36万トン、事業系が25万トン、家庭系が11万トン

北海道の食品ロス発生量（令和元年度）

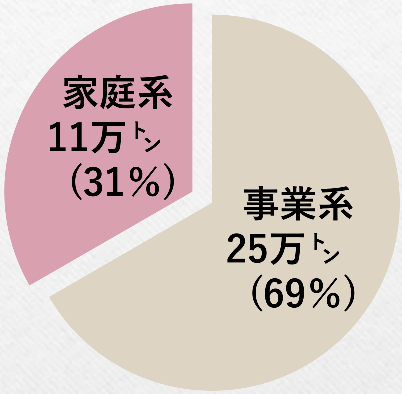

	2015 H27年度	2016 H28年度	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度
食品ロス量	39万トン	34万トン	33万トン	34万トン	36万トン
うち事業系	28万トン	23万トン	22万トン	23万トン	25万トン
うち家庭系	11万トン	11万トン	11万トン	11万トン	11万トン

〔参考値〕

	2015 H27年度	2016 H28年度	2017 H29年度	2018 H30年度	2019 R1年度
食品ロス量	24万トン	23万トン	21万トン	22万トン	22万トン
うち事業系	13万トン	12万トン	10万トン	11万トン	11万トン
うち家庭系	11万トン	11万トン	11万トン	11万トン	11万トン

※ 北海道の食品ロス量は、国の手法にならい、食品リサイクル法に基づく定期報告や、環境省が市区町村を対象に行っている食品廃棄物等の調査結果等を基に推計。
道内の食品製造業の食品廃棄物等発生量は、ビートパルプを 主とするてん菜糖製造業の副産物が大きな割合を占めていることから、てん菜の生産量による影響が大きいため、てん菜糖製造業を除いた食品ロス発生量についても参考値として公表。

農林水産省の推計値等を参考に北海道で推計

◇ 北海道における食品ロスの削減に向けた行動（令和3年度）

◆ 食品ロスの問題を知っているか

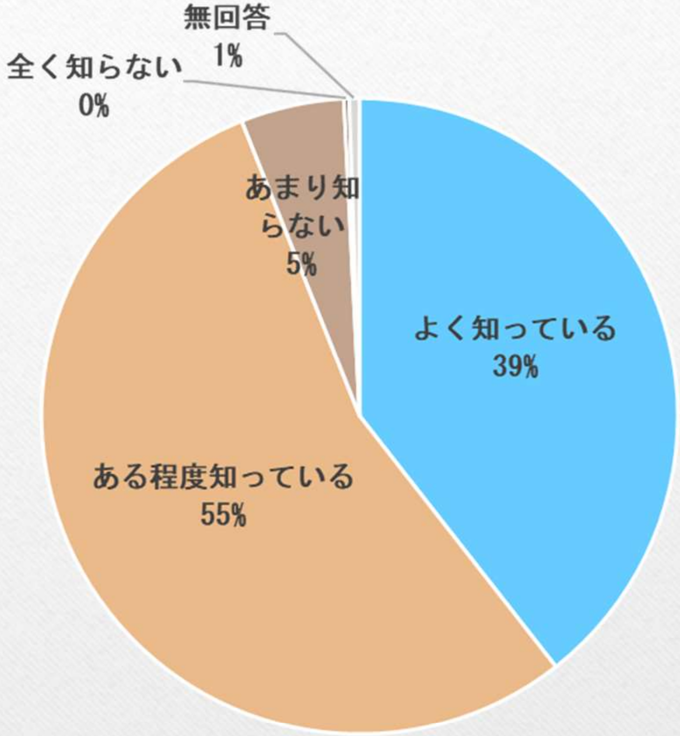

◆ 食品ロスの削減について家庭で取り組んでいるか

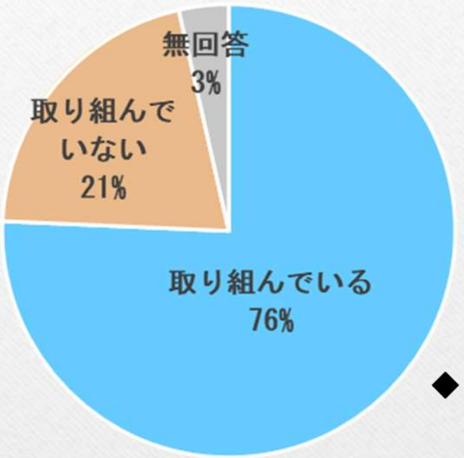

◆ 食品ロスの削減について外食時に取り組んでいるか

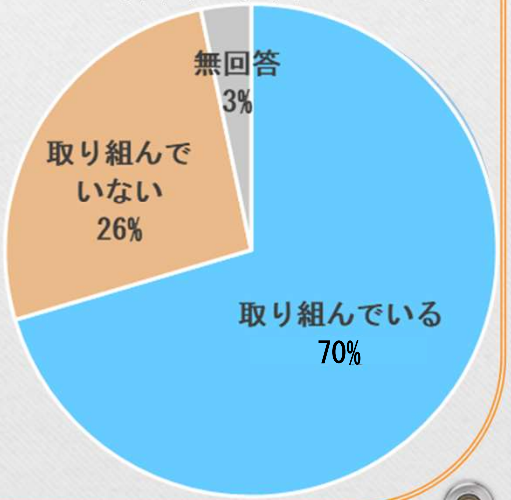

区分	H30年度	R2年度	R3年度
家庭で実施	69%	76%	76%
外食時に実施	62%	66%	70%

資料：令和3年度（2021年度）北海道農政部調べ

注：端数処理により合計が100%にならない場合があります

◇ 北海道食品ロス削減推進計画 （1）

めざす姿

道民運動として、一人一人が食品ロスの削減を実践
～生産地だからこそ“もったいない”の心を大切に！～

○ 我が国では、本来食べることができるにもかかわらず捨てられてしまう「食品ロス」 が600万トン、本道においても34万トン発生しています。（平成30年度推計）

○ 北海道は、恵まれた土地資源や自然環境を活かし、我が国最大の食料供給地域として、安全･安心な食料を供給する重要な役割を担っており、食品ロスの削減は、食育の推進やＳＤＧｓの達成に資する重要な取組です。

○ 食品ロスは、事業系、家庭系の双方から発生しており、その削減に向けては、消費者や食品関連事業者等、関係機関･団体など様々な道民の方々が主体的にそれぞれの役割を理解し実践することが重要です。

◇ 北海道食品ロス削減推進計画 （2）

計画期間、数値目標

【計画期間】
令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間

【数値目標】
平成29年度(2017年度)に比べ令和12年度(2030年度)までに、食品ロス量を20%削減

食品ロス削減のために何らかの行動をしている道民の割合を令和5年度(2023年度)に80%以上

○ 食品ロス発生削減目標

区　分	H29年度	R12年度	削 減 量
食品ロス量	33万ｔ	26万ｔ	△７万ｔ
うち事業系	22万ｔ	17万ｔ	△５万ｔ
うち家庭系	11万ｔ	9万ｔ	△２万ｔ

〔参考値〕

区　分	H29年度	R12年度	削 減 量
食品ロス量	21万ｔ	17万ｔ	△４万ｔ
うち事業系	10万ｔ	8万ｔ	△２万ｔ
うち家庭系	11万ｔ	9万ｔ	△２万ｔ

○ 食品ロスの削減に向けた行動目標

区分	平成30年度（2018年度）	令和5年度（2023年度）
家庭で実施	６９％	８０％
外食事に実施	６２％	

◇ 北海道食品ロス削減推進計画 （3）

関係者の役割（主なものを抜粋してます）

消費者

・消費期限や賞味期限などの期限表示を正しく理解に努めます。
・定期的に家庭にある食材を点検するなど使い切りに努めます。

食品関連事業者等

・生産･製造工程、製造方法などを見直すことにより、原材料ロスや印字ミスなどによる廃棄の削減に努めます。
・季節商品の予約販売など需要に応じた販売や商習慣の見直しなどの推進に努めます。
・宴会時における食べきりタイムの呼びかけなど「どさんこ愛食食べきり運動」の実践に努めます。

その他事業者

・食品関連事業者等が行う食品ロスの削減に向けた取組への理解の促進に努めます。
・食品ロスの削減につながる取組の実践に努めます。

消費者団体・NPO法人等

・自ら行う取組について、積極的な情報発信に努めます。
・行政等と連携しながら食品ロス削減に向けた取組を実践に努めます。

行 政

・食品ロスの削減に向けた取組を実践。
・道民や食品関連事業者等、関係機関･団体などの取組や連携強化を促進。
・食の循環や環境との関係、食文化など様々な視点からの食への理解と食に関する正しい知識を深める取組を推進。
・食品ロスの削減につながる技術や事例などの情報提供発信等を推進。

みんなで
できることから
やってみよう！

詳しくは北海道のＨＰ
も見てね！